

横浜市国民健康保険運営協議会

日時 平成 22 年 11 月 9 日(火) 午後 1 時 30 分から

場所 関内中央ビル 5 階大会議室

次 第

開 会

健康福祉局長あいさつ

定足数確認報告

前回議事録要旨報告

議 事

1 平成 21 年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について

2 その他報告事項について

閉 会

議事 1 平成21年度横浜市国民健康保険事業費会計決算について

1 平成21年度国民健康保険事業費会計の収支について

平成21年度の国民健康保険事業費会計は、保険料等の歳入約2,966億円に対し、給付費等の歳出は、約3,144億円となっており、約178億円の収支不足が生じました。

これは、新型インフルエンザの流行等により、医療費が当初見込みを上回るが見込まれたことから、平成22年2月、歳出（給付費）の増額補正を余儀なくされましたが、これに伴う国費や保険料が確保できなかったことなどにより、約36億円の単年度収支不足が生じ、これに20年度までの赤字額約142億円を加え、約178億円の歳入不足となりました。

この不足分については、平成22年5月市会において、平成22年度予算を補正し、22年度の歳入を財源とする繰上充用を行い補填しました。

(1) 収支不足の主な要因

ア【歳入】国費及び県費の減 △32億円

- ① 国調整交付金の減（△25億円）・・・後期高齢者支援分が交付されなかった。
- ② 県調整交付金の減（△7億円）・・・主に給付費の増額補正に見合う財源が確保できなかった。

イ【歳入】保険料等の減 △4億円

給付費の増額補正に見合った保険料を賦課できないことや、予算で計上していた保険料収納率との差による減

$$\therefore \Delta 36 \text{ 億円 (ア+イ)} + \Delta 142 \text{ 億円 (前年度赤字額)} = \Delta 178 \text{ 億円}$$

平成21年度国民健康保険事業費会計 決算

(歳入)

(単位：千円)

科目	当初予算	現計予算(a)	決算(b)	差引(b-a)
保険料	83,561,726	103,264,900	81,111,906	△22,152,994
国・県・交付金	161,715,468	157,479,670	156,231,923	△1,247,747
市費繰入金	25,231,812	29,188,917	29,188,917	0
その他	29,188,749	32,232,491	30,036,218	△2,196,273
計	299,697,755	322,165,978	① 296,568,964	△25,597,014

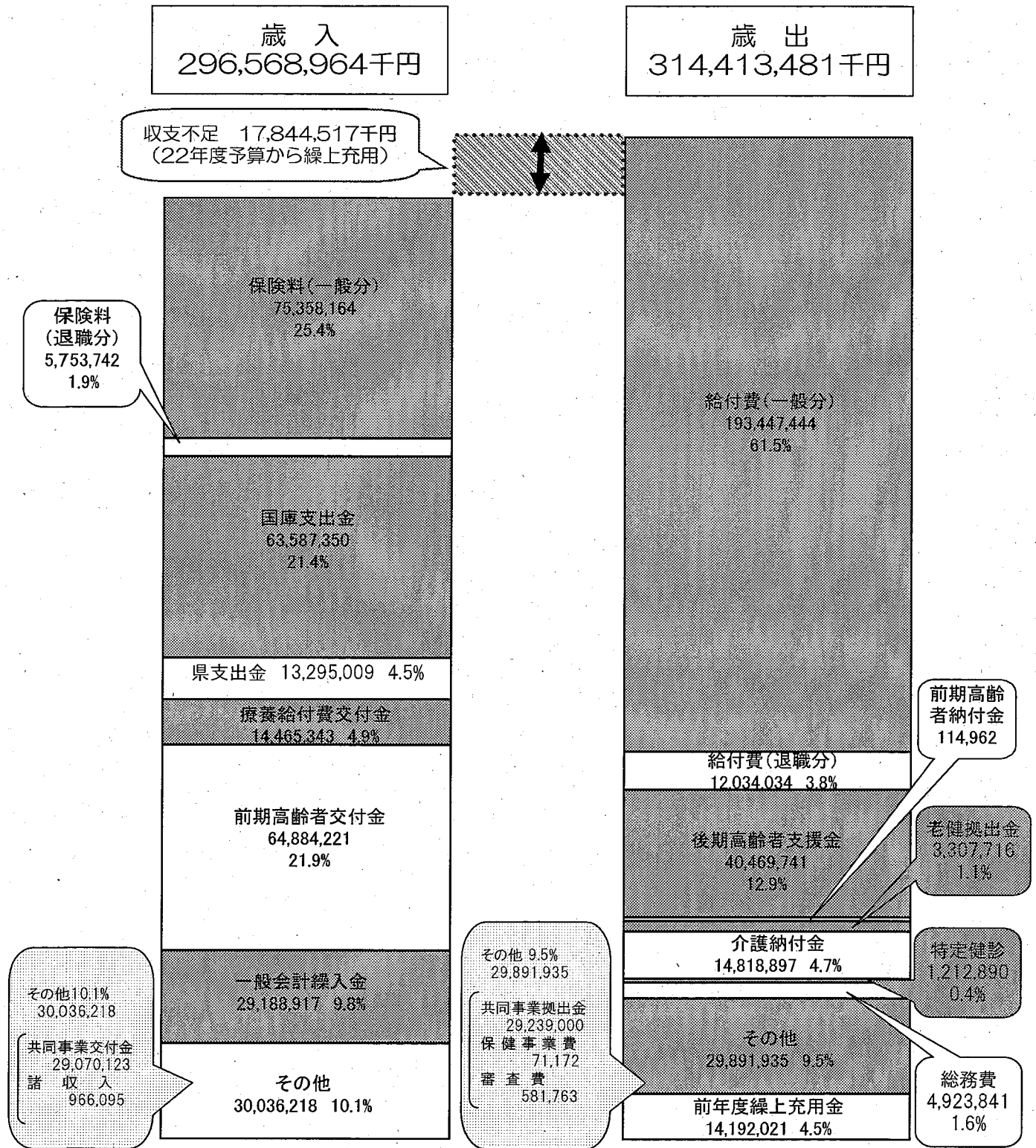
(歳出)

(単位：千円)

科目	当初予算	現計予算(a)	決算(b)	差引(b-a)
保険給付費	294,544,509	302,869,098	295,297,619	△7,571,479
事務費等	5,153,246	5,104,859	4,923,841	△181,018
前年度繰越充用金	0	14,192,021	14,192,021	0
計	299,697,755	322,165,978	② 314,413,481	△17,752,497

収支 (①-②)	△17,844,517
----------	-------------

平成21年度国民健康保険事業費会計決算概要



過去の決算状況

(単位:億円)

年度	決算額		
	歳入 (A)	歳出 (B)	形式収支 (A-B)
平成17年度	2,647	2,601	46
平成18年度	2,719	2,672	47
平成19年度	2,969	2,977	△8
平成20年度	2,793	2,935	△142
平成21年度	2,966	3,144	△178

平成21年度国民健康保険事業費会計決算(歳入)

(単位：千円)

(歳入)	当初予算	現計予算 A	決算額 B	差引(B-A)	備考
1 保険料	83,561,726	103,264,900	81,111,906	△ 22,152,994	1人あたり保険料 医療分 65,636 円 介護分 23,012 円 支援分 19,188 円
① 医療分一般分	57,043,142	74,607,815	54,357,666	△ 20,250,149	
② 介護分一般分	7,209,853	8,392,807	5,929,989	△ 2,462,818	
③ 後期高齢者支援分一般分	15,136,860	16,123,410	15,070,509	△ 1,052,901	
④ 医療分退職分	2,759,328	2,759,328	3,682,223	922,895	
⑤ 介護分退職分	756,835	729,597	1,034,958	305,361	
⑥ 後期高齢者支援分退職分	655,708	651,943	1,036,561	384,618	
2 一部負担金	10	10	0	△ 10	
3 国庫支出金	63,854,800	65,678,193	63,587,350	△ 2,090,843	・療養給付費負担金 ・調整交付金 他
4 県支出金	13,581,844	14,209,577	13,295,009	△ 914,568	・調整交付金 他
5 療養給付費交付金	20,314,330	12,707,679	14,465,343	1,757,664	退職者被保険者等の医療費に係る支払基金からの交付金
6 前期高齢者交付金	63,964,494	64,884,221	64,884,221	0	前期高齢者間の偏在による保険者間の不均衡を調整するための交付金
7 一般会計繰入金	25,231,812	29,188,917	29,188,917	0	1人あたり 31,042 円 ・保険料負担の緩和に対する繰入 ・法定軽減世帯に対する繰入 ・事務費に対する繰入 等
8 繰越金	1	1	0	△ 1	前年度からの繰越金
9 共同事業交付金	28,246,641	31,046,149	29,070,123	△ 1,976,026	高額な医療費による財政不安の解消のための再保険事業の交付金
10 諸収入	942,097	1,186,331	966,095	△ 220,236	雑収入
歳入合計	299,697,755	322,165,978	296,568,964	△ 25,597,014	

【収入差引】 (単位：円)

(歳入)	(歳出)	(差引)
296,568,964,429	314,413,480,955	△ 17,844,516,526

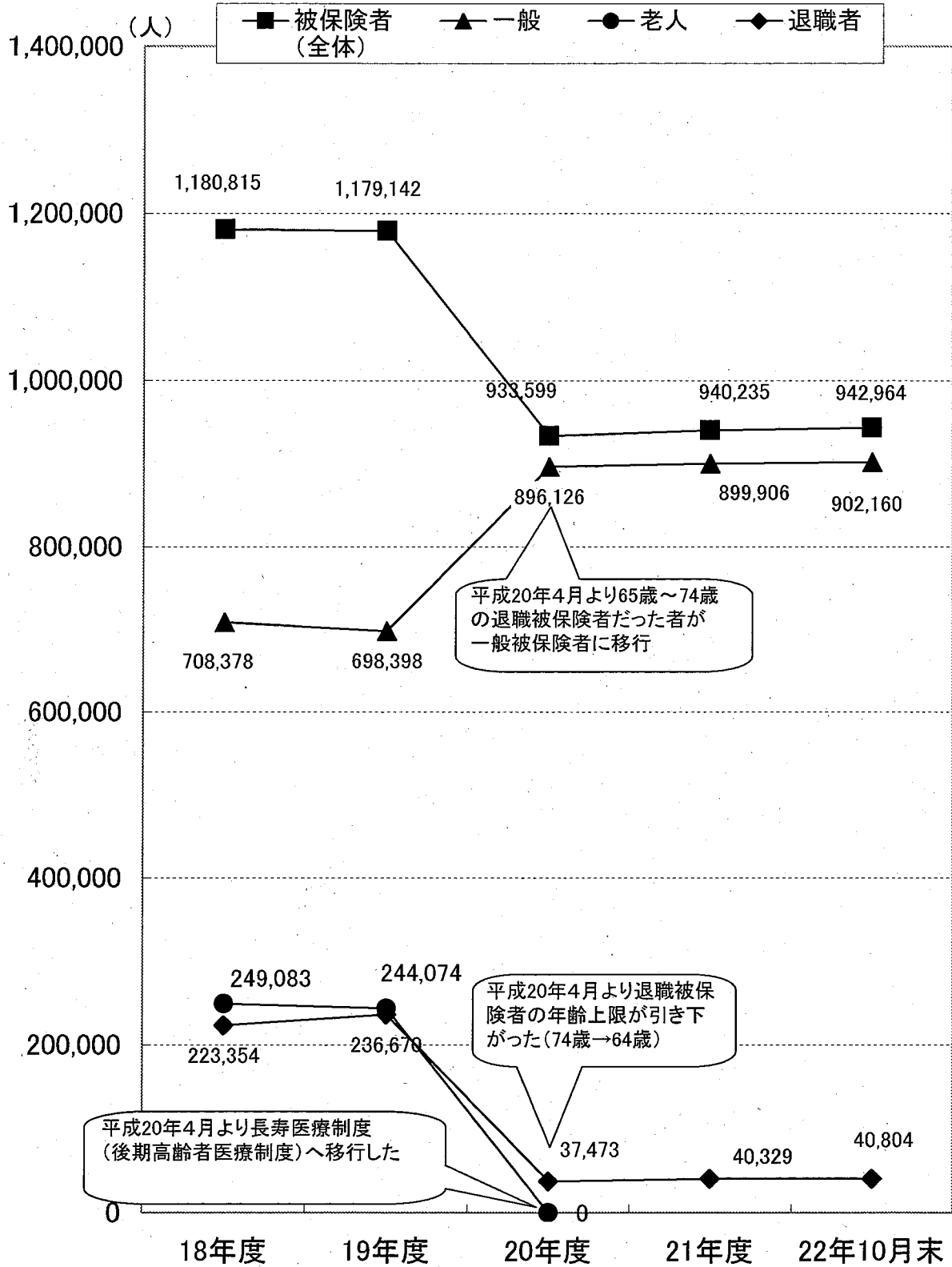
※ 差額は、22年度予算から繰上充用

平成21年度国民健康保険事業費会計決算(歳出)

(単位：千円)

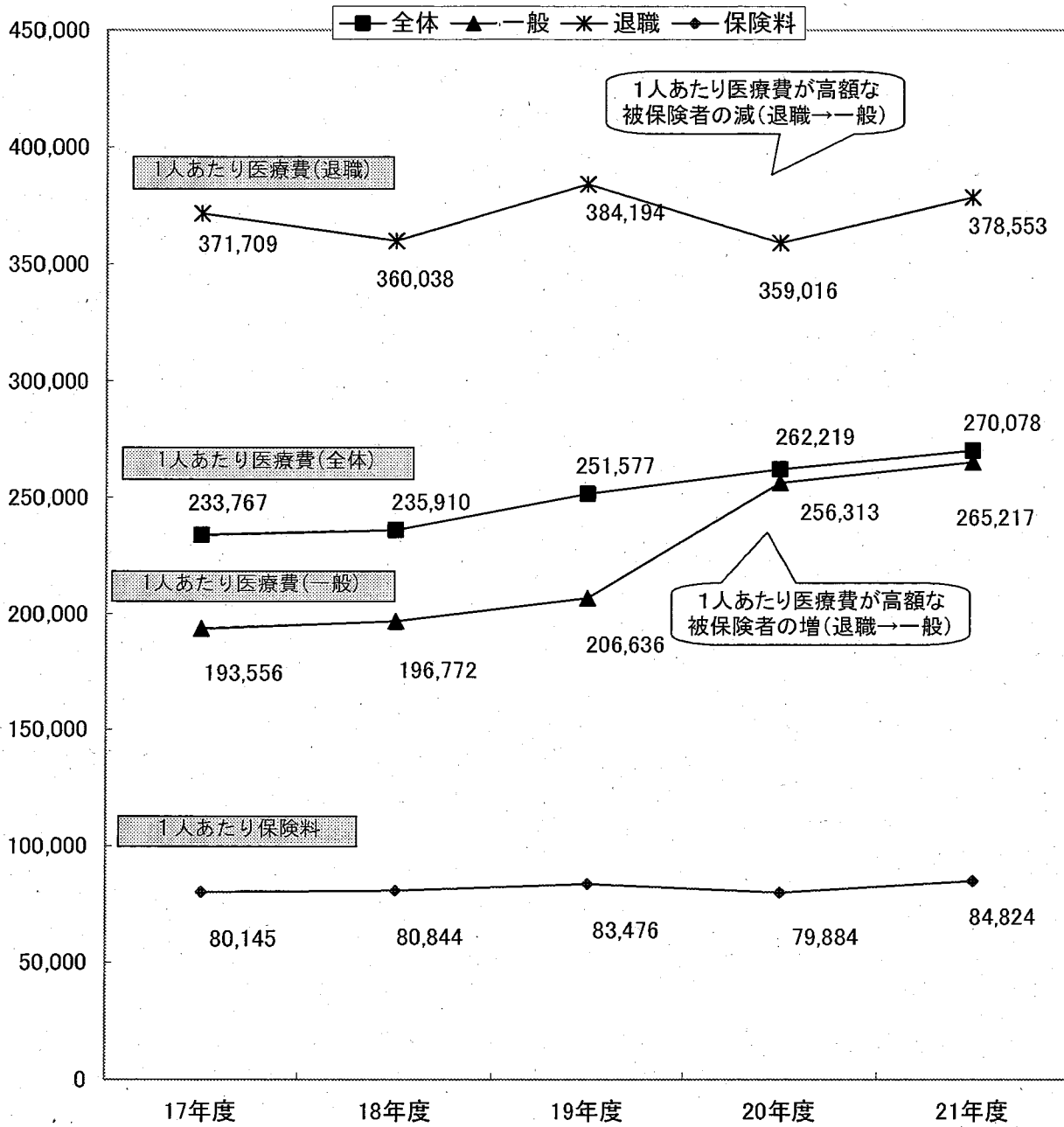
(歳出)	当初予算	現計予算 A	決算額 B	差引(B-A)	説明
1 保険給付費	294,544,509	302,869,098	295,297,619	△ 7,571,479	
① 給付費	183,908,868	197,828,190	193,447,444	△ 4,380,746	・被保険者数(一般) 899,906人(予算 900,300人)
② 退職者等給付費	19,893,575	12,262,125	12,034,034	△ 228,091	
③ 後期高齢者支援金	40,377,222	40,469,741	40,469,741	0	高齢者の医療の確保に関する法律 に基づく拠出金
④ 前期高齢者納付金	128,947	114,963	114,962	△ 1	高齢者の医療の確保に関する法律 に基づく納付金
⑤ 老人保健拠出金	3,149,855	3,307,716	3,307,716	0	老人保健法に基づく拠出金
⑥ 介護納付金	14,868,069	14,819,958	14,818,897	△ 1,061	介護保険法に基づく納付金 ・介護第2号被保険者数 328,831人
⑦ 特定健康診査 ・保健指導事業費	1,627,856	1,627,856	1,212,890	△ 414,966	40歳以上を対象にした特定健康診査 と保健指導の実施
⑧ 高額医療費拠出金	29,879,361	31,727,793	29,239,000	△ 2,488,793	高額医療費共同事業の拠出金
⑨ 保健事業費	99,729	99,729	71,172	△ 28,557	
⑩ 審査費	611,027	611,027	581,763	△ 29,264	レセプト審査支払手数料等
2 総務費	5,143,246	5,094,859	4,923,841	△ 171,018	
3 予備費	10,000	10,000	0	△ 10,000	
4 前年度繰上充用金	0	14,192,021	14,192,021	0	
歳出合計	299,697,755	322,165,978	314,413,481	△ 7,752,497	

被保険者数の推移



1人あたり医療費と保険料の推移

(円)



議事2 その他報告事項について

1 特定健診の受診率向上に向けた取組み

保健活動推進員によるPR活動の依頼

前回の運営協議会で、委員の方から「特定健診の受診率向上のため、地域でのPR活動を進めたらどうか」との提案をいただきました。

この提案を受けまして、地域の健康づくりの推進役として市長が委嘱しています「保健活動推進員」の方々にご協力を依頼し、別添の「特定健診に行こう！」というパンフレットを活用して地域での啓発活動を行っていただくこととし、各区役所の保険年金課から保健活動推進員の皆様に依頼をいたしました。また、このような依頼をすることについて、あわせて自治会町内会長の皆様にも区役所から説明をいたしました。

9月中

各区役所において自治会町内会長及び保健活動推進員への説明を実施

10月～

「特定健診に行こう！」パンフレット（作成部数 37,000部）を区役所に配布し、保健活動推進員とともに啓発活動を実施

■ 保健活動推進員とは

市長の委嘱により、行政・地域の各団体と連携・協働して地域の健康づくりを推進しており、全市で4,877人（H22.3.31付委嘱数）が現在活動中です。

2 後発医薬品の普及促進について

(1) 市薬剤師会の協力について

前回の運営協議会で普及活動についての議論がありましたが、委員としてご協力をいただいている横浜市薬剤師会からのお申し出により、当会の会員様の会合の中で本市国保の取組みを説明する機会をいただき、後発医薬品の普及へのご協力もお願いさせていただきました。

8月 1回

9月 1回 計2回実施

(2) 国の動向について

厚労省はこの10月に、より一層の後発医薬品普及促進をするよう、国保保険者向けに通知を出しました。その中で、「利用差額通知」の作成について国民健康保険中央会において23年度稼働に向けたシステム開発を進めるとの情報提供がありました。本市国保としても、これらの状況を見ながら利用差額通知の実施について今後検討してまいります。

3 国民健康保険料の特別徴収開始時期の延期について

平成 21 年度第 3 回横浜市国民健康保険運営協議会（平成 22 年 2 月 16 日）において、平成 22 年度 4 月から「非自発的失業者に対する保険料負担軽減措置」に係るシステム改修等に対応するために、国民健康保険料の特別徴収を「平成 23 年 10 月期分保険料から開始する」との報告を当運営協議会で行いました。

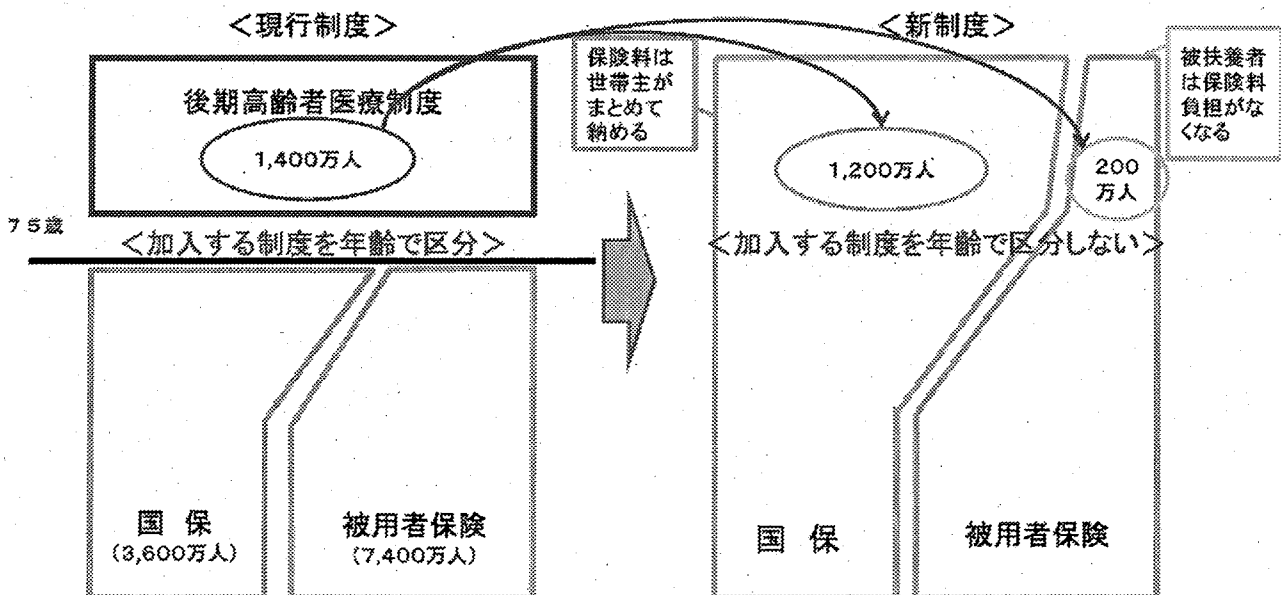
しかし、その後 8 月下旬には、「平成 24 年度の住民税の扶養控除廃止にかかる制度改正」「平成 25 年度の保険料賦課方式の統一にかかる制度改正」という方向性が国より示されました。さらに、従前から議論されている「平成 25 年度からの後期高齢者医療制度廃止と国保への加入」も迫っていることを考慮すると、当面はこれらの制度改正にともなうシステム改修等に優先的に対応していく必要があるため、「平成 23 年 10 月からの特別徴収開始は困難」と判断いたしました。

特別徴収時期の再延期については、厚生労働省による承認が必要とされるため、平成 22 年 9 月 13 日付けで厚生労働省へ「国民健康保険料の特別徴収導入の延期について（理由書）」を提出したこと、さらに、この理由書に対して厚生労働省より 9 月 17 日付けで「承認の回答」があったことについて当運営協議会に報告します。

なお、今後の特別徴収開始時期については、後期高齢者医療制度廃止後の「平成 25 年 10 月の開始」を目処にシステム改修等を行ってまいります。

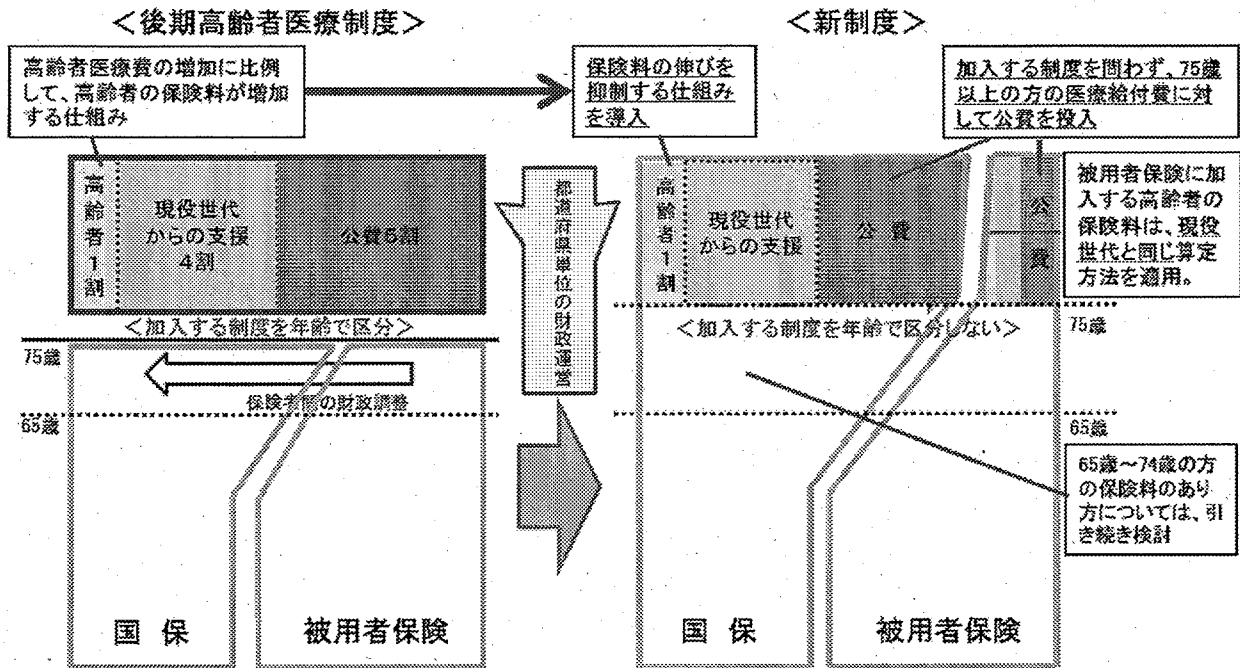
4 「新たな高齢者医療制度」（中間とりまとめ案）の概要について

(1) 制度の基本的枠組み



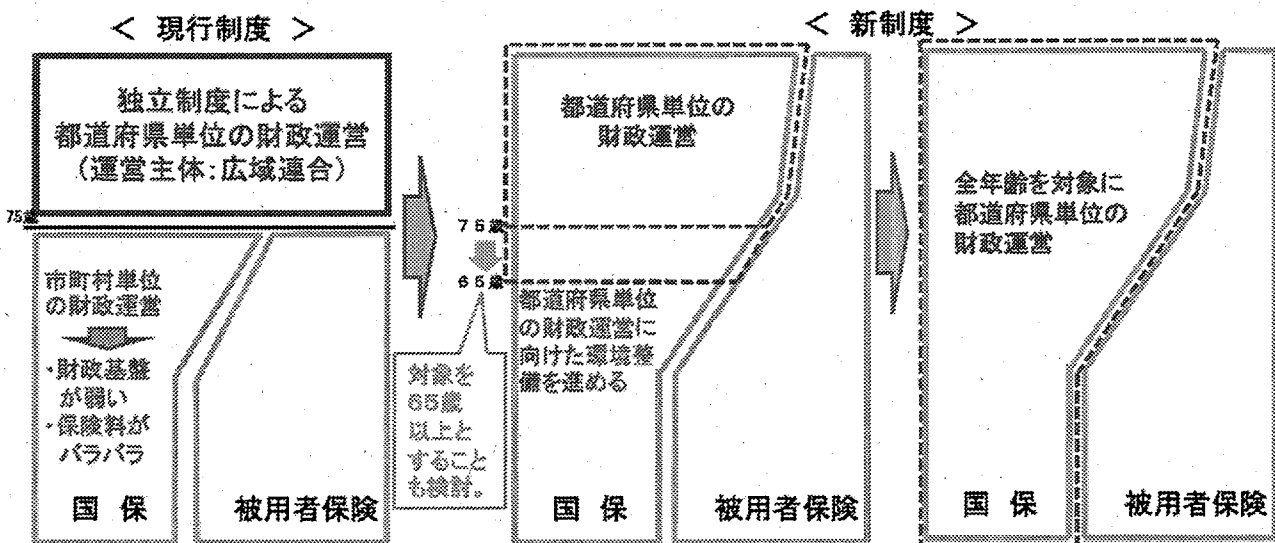
加入する制度を年齢で区別しない。（何歳になっても、サラリーマンである高齢者や被扶養者は被用者保険に、国保の方は国保）

(2) 費用負担



- 国保に移行する75歳以上の方の保険料は、現行の負担割合（約1割）
- 高齢者の保険料の伸びが現役世代の保険料の伸びを上回らないように抑制する。
- 保険料負担の増加を抑制するため、今後の高齢化等に応じた公費のあり方を検討
- 高齢者が国保に偏在して加入することを踏まえ、保険者間の財政調整を検討

(3) 国保の広域化



- 少なくとも75歳以上の高齢者医療については、都道府県単位の財政運営
- 市町村国保の構造的な問題への解決には、保険財政の安定化、保険料の平準化等の観点で広域化が不可欠。保険料算定方式の統一などの環境整備を進めて上で、全年齢を対象に都道府県単位化を図る。
- 「都道府県単位の財政運営」の主体については引き続き検討